

横須賀市民の皆様へ

住宅のことでお困りのことはありませんか？！

契約

業者

解約

被害

欠陥

トラブル

勧誘

「住宅関連の消費者トラブル相談会」をご利用ください。

消費生活センターに寄せられている相談のうち、「住宅関連の消費者トラブル」は常に上位を占めており、高額な被害にあう方も少なくありません。

横須賀建築設計事務所協会では、建築士としての専門的な知見をもって、消費者トラブルを少しでも減らすべく、横須賀市との市民協働モデル事業となる「住宅関連の消費者トラブル相談会」を開催しています（市の担当部署は、横須賀市消費生活センター）。

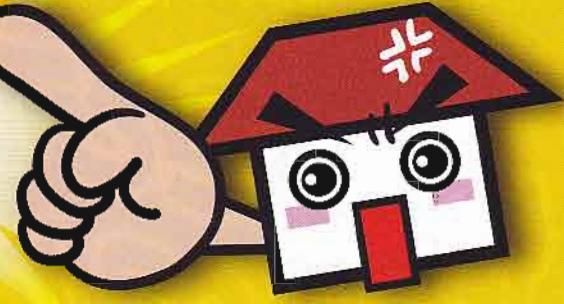
悪質な点検商法や、ずさんなリフォーム工事など、住宅の事でお困りのことがありましたら、当協会ならびに消費生活センターにぜひご相談ください。

住宅関連の消費者トラブル相談会

相談会場	横須賀市消費生活センター 相談コーナー 横須賀市本町2-1 横須賀市立総合福祉会館2階
相談日	毎月第2・第4水曜日 午後1時～5時（予約制）※1件あたりの相談時間は45分。 電話 046-821-1314（消費生活センター相談専用） 046-823-0386（協会事務所）
相談内容	住宅関連の消費者トラブル ※事業者と消費者の間のトラブルを対象にしています。 ○トラブルを未然に防ぐための相談 (例) 惡質な事業者の見分け方、見積書の見方・依頼の仕方、契約の際の注意点、設計内容や工法に関する疑問など ○トラブルにあってしまった場合の相談 (例) 工事の遅延、施工内容への不審、施工のミスや欠陥、過大な費用請求、次々と工事の提案、契約の解除など ※通常の新築・増築・リフォームのご相談については他の相談窓口をご案内いたします。
相談委員	横須賀建築設計事務所協会会員の建築士 ※1件あたり2名の建築士が担当します。 横須賀市消費者生活センター専門相談員
持参資料	建築確認書・工事見積書・工事契約書・工事写真 その他関連書類
その他	相談会でのご相談は無料です。 ※現地調査を協会に依頼される場合は、別途、実費をご負担いただきます。 建設事業者の信用情報などはお伝えできません。



住宅トラブル 被害事例



平成 26 年 6 月

「保険金が使える」
という住宅修理の勧説。



平成 25 年 9 月

数千円のはずが
20万円工事に？！

平成 25 年 1 月

訪問販売業者と契約し、
代金を支払ったが業者
と連絡がつかない。

平成 25 年 1 月

次々とリフォーム工事を契約させられ
総額 500 万円に？！

平成 25 年 1 月

訪問販売業者に急がされ、
屋根工事の契約をしたが、解約したい。



平成 25 年 1 月

訪問販売で屋根の
塗装工事を依頼したが
業者が工事に来ない！

平成 25 年 1 月

外壁リフォーム工事を契約したが、業者がキャンセルした！

平成 25 年 1 月

「当日中に契約しないと、50万円高くなる」と言われた。

平成 24 年 12 月

屋根の塗装工事を契約したが、
契約金額を修正液で書き直された。

平成 24 年 11 月

施工内容がずさんな上、
口頭での契約と
請求金額が違う！

平成 24 年 9 月

植木の剪定を依頼したのに、
塗装工事も契約させられた。

平成 23 年 5 月

「屋根の修理」震災に便乗した悪質な勧説。

平成 22 年 12 月

床下点検で基礎に大きな穴を開けた業者。

平成 22 年 4 月

「足場を貸して」を口実に、屋根工事を勧説。

平成 19 年 9 月

高額な屋根工事の点検商法。

平成 19 年 9 月

高齢な母が必要のない
床下換気扇などを購入させられた。



平成 19 年 7 月

屋根の防水工事を施工したが
雨漏りが直らない。

平成 18 年 8 月

高齢者を不安にさせて、
過分な工事契約をさせる住宅リフォーム業者。



平成 17 年 10 月

いざれ家が傾くと言われて契約した浴室のリフォーム工事。

平成 22 年 8 月

「アスベスト対策」を口実にした新手の訪問リフォーム。